

安芸市学校給食調理等業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市学校給食調理等業務

(2) 業務の目的及び内容

安芸市では、現在市立小中学校 10 校のうち 7 校（小学校 5 校、中学校 2 校）は安芸市立学校給食センターで、川北小学校、井ノ口小学校、赤野小学校の 3 校は自校式で学校給食を提供している。

平成 28 年 1 月から安芸市立学校給食センターが稼働してからは、児童生徒や保護者から高い満足度を得ている。引き続き安全安心で、より豊かな学校給食提供を行ううえ、現在行っている新たな献立の開発にも積極的に取り組んでいきたい。

このため、本業務遂行にあたり高い専門知識、意欲、技術的能力を兼ね備える必要があり総合的な比較検討が必須であることから、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、調理及び配送等の業務について民間委託を実施する。

(3) 業務の期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（3 年間）

2 予算額（見積限度額）

193, 294, 200 円（消費税額及び地方消費税額を含む）、（175, 722, 000 円（税抜））

3 審査委員会の設置

別途に定める「安芸市学校給食調理等業務プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

4 実施形式

公募型

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手型となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定する。

選定後は、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

6 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 平成 28 年度から令和元年度までの期間において、通算 3 年以上給食センター1,000 食以上の施設及び自校式給食校において学校給食の業務実績がある者とする。
- (2) 安芸市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 第 1 号の規定は、本業務において入札参加資格を有する者が極端に少ない場合若しくはない場合又は入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、適用しない。この場合において、参加申込に必要な書類は別に定めるものとする。
- (9) 前各号に規定するもののほか、必要な参加資格要件は、本業務の内容に応じて別に定めるものとし、参加者は、候補者決定までの間に、前各号に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7 質疑と回答

- (1) 提出方法：質問書（別紙様式 4）を持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX 又は電子メールで提出すること。（ただし、FAX 又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。TEL：0887-35-1021）
- (2) 提出期限：令和 2 年 10 月 28 日（水）12 時 必着
- (3) 提出先：〒784-8501 安芸市矢ノ丸 1 丁目 4-40 安芸市教育委員会学校教育課
 - ① E-mail：gakko@city.aki.lg.jp
 - ② FAX：0887-35-1051
- (4) 質問に対する回答は、令和 2 年 10 月 30 日（金）までに安芸市公式ホームページに掲載する。

8 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式 1）に関係書類を添えて申し込むこと。

- (1) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- (2) 提出期限：令和 2 年 11 月 4 日（水）12 時 必着
- (3) 提出先：「7-（3）提出先」と同じ。
- (4) 提出書類
 - ① 参加申込書（別紙様式 1）
 - ② 会社概要（別紙様式 2）

- ③ 団体の経営状況を証明する書類（直近2か年の財務諸表）
賃借対照表・損益計算書（又は収支計算書）・財産目録・事業報告書（任意の様式）
- ④ 小・中学校を対象とした学校給食調理等業務実績調書（別紙様式3）
- （5）参加資格審査は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類で行う。
- （6）資格要件の確認結果は、令和2年11月6日（金）までに電子メールにて通知する。

9 企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市学校給食調理等業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査方法

別途定める「安芸市学校給食調理等業務プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果の通知と公表

審査結果は、令和2年12月7日（月）までに、すべての参加者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

12 日程（公募型）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| （1）募集開始 | 令和2年10月13日（火） |
| （2）質疑締切 | 令和2年10月28日（水）12時 必着 |
| （3）参加申込書等提出締切 | 令和2年11月4日（水）12時 必着 |
| （4）企画提案書提出締切 | 令和2年11月18日（水）12時 必着 |
| （5）審査委員会（プレゼンテーション） | 令和2年11月27日（金） |
| （6）審査結果通知 | 令和2年12月7日（月） |

13 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。
- （3）提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例（令和11年条例第2号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第3号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を事前に情報公開を希望しない届出書（別紙様式6）により提出しておくこと。公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

14 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）企画提案書を安芸市が受理した後は、追加及び修正はできない。
- （3）参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退願（様式自由）を提出すること。

- (4) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (5) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする。
 - ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) 企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が受託者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15 問合せ先

「7- (3) 提出先」と同じ (担当：平山、秋山)